

豊川市いじめ防止基本方針【概要版】

はじめに

子どもたちが安心して楽しく学び、健やかに成長していく社会づくりは、家庭や地域、学校、教育委員会をはじめとする社会全体の責務です。

そこで、豊川市は、いじめ防止対策推進法に基づき「豊川市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの実態把握とその解決、そして未然防止に向けた取組を行います。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

【いじめ防止等に関する基本理念】

いじめは、「人間として絶対に許されない人権侵害」であり、いじめは「どこでも、どの子どもにも起こりうる」という認識をすべての子どもと大人がもち、家庭・地域社会・学校・関係機関が連携していじめ防止等の対策に取り組めます。

【いじめ防止等に関する基本的な考え方】

いじめについての理解を深め、未然防止・早期発見・いじめへの対処を行います。また、平素から関係機関と連携を密にします。

【家庭の役割】

保護者は、子どもの教育に責任を持つことを改めて認識し、自分の子どもがいじめを行うことがないように指導します。また、日頃からあたたかい家庭関係を築き、子どもの小さな変化を見逃さないようにします。いじめやその疑いがある場合は、速やかに学校や関係機関と連絡・相談をします。

【地域の役割と連携】

地域社会で子どもを育てていく社会づくりを推進します。もしいじめを発見した場合や、その疑いがある場合は、速やかに学校や関係機関等に連絡・相談をします。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

【豊川市・教育委員会の取組】

- ・豊川市いじめ問題対策連絡協議会の設置（関係機関との連携強化）
- ・豊川市いじめ問題専門委員会の設置（教育委員会の附属機関）
※市いじめ防止等の対策に関する専門的知見からの審議や、「重大事態」の調査を教育委員会が行う際の調査機関となります。
- ・いじめ防止等の具体的な取組
 - 道徳教育・人権教育等の充実
 - 教員研修の充実
 - インターネットを通じて行われるいじめ対策
 - 啓発活動
 - 小中学校間の連携の推進
 - 学校評価等の改善
 - 相談体制の整備や人材確保による学校への支援
 - 学校の取組状況の調査と分析
 - 関係機関との連携
 - 深刻ないじめへの対応

【学校の取組】

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめ防止等に関する取組を実効的に行う「いじめ防止対策委員会」の設置
- 学校いじめ防止基本方針に基づいた、いじめの「未然防止」「早期発見」「対処」

【重大事態への対処】

① 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安）
- 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合、教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

③ 調査の趣旨及び調査主体

- 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行います。
- 教育委員会は、調査を行う主体（学校又は教育委員会）や、どのような調査組織とするかについて判断します。（豊川市いじめ防止基本方針 P13 フロー図参照）
- 教育委員会が調査を行う際には、「豊川市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査にあたります。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものです。

⑤ 調査結果の提供及び報告

- 学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。
- 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

⑥ 再調査

- 調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができます。
- 再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告します。